指定管理者募集要項等に関する質問及び回答

施設名:全施設共通

≪質問1≫

現在、新型コロナウイルス感染症が流行しているが、もし今後同様の事態が発生して休館した場合、指定管理料は減額されるのか。

≪回答1≫

個別の内容に応じて、国の通知や施設毎の市と指定管理者との協定書及びリスク分担表に基づいて判断することになります。

なお、現時点での今回のコロナウイルス感染症の拡大防止のための休館については、市からの要請によるものであり、指定管理者は休館中及び開館再開後も健全な施設管理を継続的に行う必要があることから、休館中の人件費分については指定管理料から減額しない予定です。

また、光熱水費、消耗品費、清掃や警備経費などの施設維持管理経費につきましては、休館により減少した経費と消毒作業等新たに必要となり増額した経費との合計額を指定管理料から調整する予定です。

来年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための休館による指定管理料につきましては、その蔓延の状況、国の緊急事態宣言及び施設休館の期間など様々な状況を勘案して、 判断することになります。